

『マイナンバー制度に関するアンケート』の結果等及び今後の対応

平成27年12月1日

担当課	業務効率推進課
担当者	都田
連絡先	0857-26-7844

1 アンケート結果を反映した事業の状況

今後のマイナンバー独自利用事務の検討やマイナンバー制度の運用にあたっての参考とします。

2 記述意見に対する対応方針

主な意見	対応方針
個人情報の漏洩、外部流出等に不安がある。	個人情報の管理に当たっては、従来、各機関で管理していた情報は引き続きそれぞれの機関で管理し、必要な情報を必要な場合のみにおいてやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。個人情報が1箇所に集中して保存されるものではないので、各種の個人情報がまとめて漏洩することはありません。 また、法律においてマイナンバーやマイナンバーを含む個人情報の違法な利用等については罰則が定められています。
情報管理や情報セキュリティ対策を講じて欲しい。	個人情報の取り扱いについては、従来から個人情報保護条例により適切な管理に努めているところです。 情報セキュリティ対策についても、「鳥取県情報セキュリティ基本方針」に基づき各種のセキュリティ対策を講じているところです。 マイナンバー制度の実施に当たっては、これらの規定を遵守して対応します。
制度について、もっと周知徹底が必要である。	アンケートにおいては、制度の実施内容をよく知っていたという回答が約20%であり、今後の制度運用にあたり、さらに情報発信等に努めます。
マイナンバーは、県民が便利になることであれば、行政事務に最大限利用を図るべきである。	マイナンバーの行政事務への利用については、税、社会保障、災害対策の分野について、法律が定める100の事務のほか、県や市町村が条例において独自にマイナンバー利用事務を定めることができます。
マイナンバーの行政事務への利用は、慎重に行い、まずは最低限の運用で様子を見る必要がある。	鳥取県では、県民のメリットが見込まれる事務について国の制度運用の情報を参考としてマイナンバーを利用していく予定ですが、対象事務の範囲は、制度的な制約やセキュリティ対策を勘案しながら、徐々に拡大することを考えています。